

～屋外広告物を設置するみなさまへ～

あなたの広告物は大丈夫ですか？

兵庫県の屋外広告物の制度について

兵庫県では、屋外広告物の大きさ・高さなどの基準や、表示を禁止する地域などを屋外広告物条例で定めています。

近年、老朽化した看板の落下事故等が全国で発生しています。また、令和7年8月に大阪府で発生したビル火災については、屋外広告物が急速な延焼拡大の要因のひとつであったことが指摘されています。

このような事故が再発しないよう、ルールを守って、良好な景観、安全・安心なまちにしていきたいと思います。

① 許可申請が必要です

屋外に広告物を設置するときは、原則許可を受けることが必要です。許可には期限があり、広告板や広告塔などは最長2年です。許可期間を経過した後も継続して屋外広告物を表示する場合は、更新の手続きが必要です。

更新許可を申請するには、広告物の安全点検を行い、報告書を提出する必要があります。

特に、広告物等の上端が地上からの高さ4mを超えている広告物で、当初の表示・設置から、おおむね10年以上が経過しているものは、屋外広告士、点検技能講習修了者、一級建築士、二級建築士等の有資格者が安全点検を行わなければなりません。

② 屋外広告物の管理が重要です

広告物を設置又は管理する方は、安全性を定期的に点検し、補修など必要な維持管理をしなければなりません。

強風などでの落下事故には、特にご注意ください。

③ 建築基準法等他法令への対応が必要な場合があります

高さ4mを超える広告塔、広告板等は確認申請（工作物）の提出が必要です。

そのほか、道路占用許可、道路使用許可、自然公園法による許可など必要な手続きを確認しましょう。

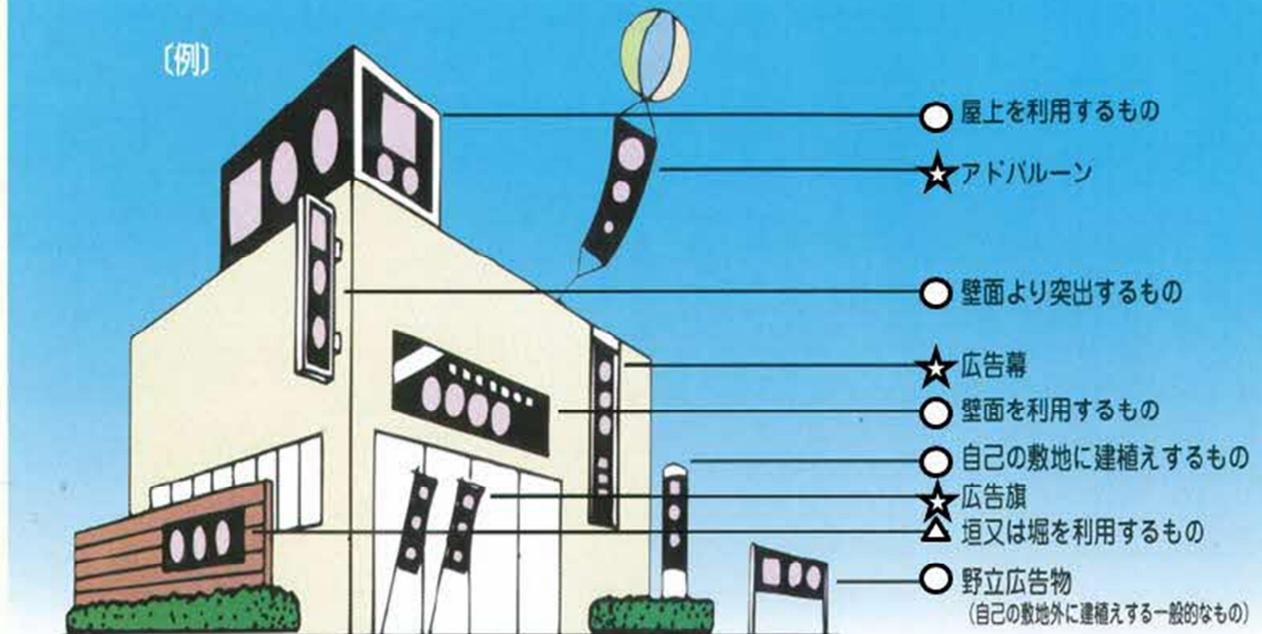
※防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければなりません。

④ 屋外広告物の工事をする業者は登録が必要です

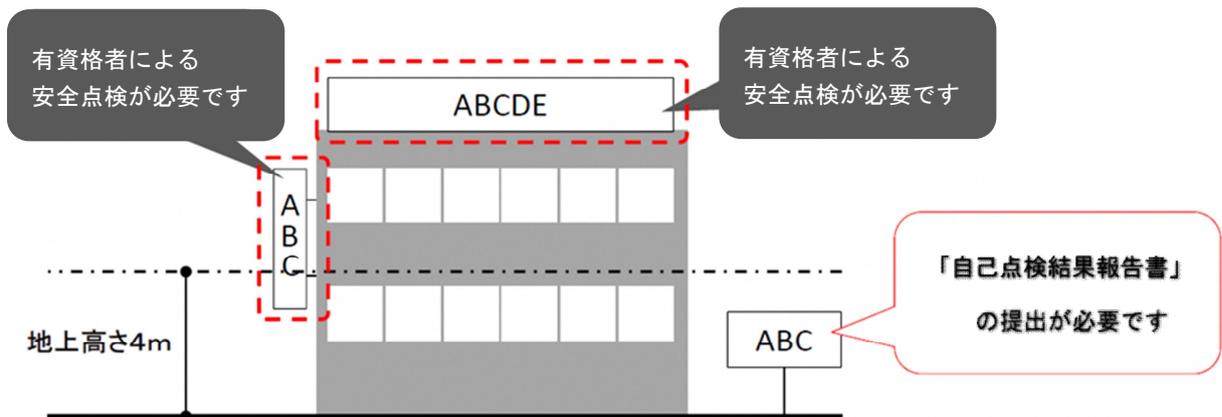
広告主から広告物の表示などを請け負い、広告物を屋外に表示する等の工事を行うには、氏名や営業所の所在地等を知事に登録する必要があります。また、登録するには営業所ごとに資格要件を満たす業務主任者を置くことが義務づけられています。

屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は、必ず兵庫県知事登録業者に依頼をしてください。（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市の各市内で工事を行う場合は、それぞれの市の登録を受けた業者に依頼をしてください。）

屋外広告物の種類



広告物の種類		許可期間
○	屋上を利用するもの、壁面より突出するもの、壁面を利用するもの、自己の敷地に建植えするもの、野立広告物など	2年以内
△	垣又は堀を利用するもの、電柱・街灯利用広告物、アーケード利用広告物など	1年以内
☆	アドバルーン、広告幕、広告旗、はり紙、立看板など	30日以内



<お問合せ先>

相生市建設農林部都市整備課 TEL0791-23-7135 〒678-8585 相生市旭一丁目1番3号